

岩手県告示第178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり盛岡河川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成22年3月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 盛岡河川漁業協同組合

(2) 住所 盛岡市川目第9地割168番地1

2 漁業権の免許番号 内共第26号

3 変更の内容

変更前	変更後														
<p>(禁止区域)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>毛無森林道沿いの砂子沢と徳十郎沢との合流点から上流の砂子沢(森林生態系保護地区(国有林536林班内)に限る。)</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	区 域	期 間	[略]		毛無森林道沿いの砂子沢と徳十郎沢との合流点から上流の砂子沢(森林生態系保護地区(国有林536林班内)に限る。)	[略]	<p>(禁止区域)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>毛無森林道沿いの砂子沢と徳十郎沢との合流点から上流の砂子沢(森林生態系保護地区(国有林536林班内)に限る。)</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>川目上天竜橋上流端の上流160メートルの地点から同地点の上流330メートルの地点までの間の区域</u></td><td><u>1月1日から12月31日まで</u></td></tr></tbody></table>	区 域	期 間	[略]		毛無森林道沿いの砂子沢と徳十郎沢との合流点から上流の砂子沢(森林生態系保護地区(国有林536林班内)に限る。)	[略]	<u>川目上天竜橋上流端の上流160メートルの地点から同地点の上流330メートルの地点までの間の区域</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>
区 域	期 間														
[略]															
毛無森林道沿いの砂子沢と徳十郎沢との合流点から上流の砂子沢(森林生態系保護地区(国有林536林班内)に限る。)	[略]														
区 域	期 間														
[略]															
毛無森林道沿いの砂子沢と徳十郎沢との合流点から上流の砂子沢(森林生態系保護地区(国有林536林班内)に限る。)	[略]														
<u>川目上天竜橋上流端の上流160メートルの地点から同地点の上流330メートルの地点までの間の区域</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>														
備考 変更部分は、下線の部分である。															

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成22年3月2日